〈記入例①〉演奏利用申込書

太線の枠内のみ漏れなくご記入ください。

一般社団法人　日本音楽著作権協会　御中

演奏
利用申込書

JASRAC®

お申込日	20 15 年　2 月　20 日

※太線の枠内のみ記入してください。

お申込者	（フリガナ） ご住所	〒 151-8540　トウキョウト　シブヤク　ウエハラ　ヨヨギ 東京都渋谷区上原3-6-12　代々木ビル 3F		
	（フリガナ） 法人名 団体名	個人でお申込みの方はご記入不要です。　オンガクジムショ 株式会社　ジャスラック音楽事務所		
	（フリガナ） 代表者名	オンガク　タロウ 代表取締役　音楽　太郎　代表印		
	T E L	（ 03 ） 3481 －○○○○	F A X	（ 03 ） 3481 －△△△△
	E-Mail			
	ご担当部署	企　画　課	ご担当者名	鈴　木　花　子
	日中のご連絡先 （上記と異なる場合）	TEL（ 03 ） 3481 －○○○○	携帯電話	（ 090 ） 1234 －○○××

貴協会が管理する音楽著作物を下記の催物において演奏等により利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ、「演奏利用明細書」などを添えて申込みます。

催物名	第８回　JASRAC 音楽祭			
開催日	自 20 15 年　2 月　22 日 至 20 15 年　2 月　23 日		公演回数 公演1回の所要時間	全　2　回 2 時間　20 分
会場名	JASRAC ホール			
入場料	[✓ 有]・無	消費税を含まない等級別入場料の額 （前売・当日、大人・小人、S席・A席等設定されたものすべて）	① 前売 S　800 円 ③ 当日 S　900 円 ⑤　円	② 前売 A　600 円 ④ 当日 A　700 円 ⑥　円
出演者への報酬	[✓ 有]・無			
演奏の方法	[✓ 1. 生演奏]　2. 録音物の再生	出演者（団体）名	グループジャスラック・音楽ひろ子	
明細等提出日	20 15 年　2 月　24 日　※開催日から５日以内（「利用許諾条項」2をご参照ください。）			
備考				

※個人情報の利用目的については、右記の利用許諾条項第11条に記載しています。

開演から終演までの所要時間をご記入ください。

申込時に利用曲目が未定の場合のみご記入ください。その場合は、開催日から５日以内の日付としてください。
尚、事前に明細書のご提出がない場合「公演1回ごと」の使用料にて算定させていただく場合がございます。

市販されている録音物（CD・レコード・テープなど）をそのまま利用する場合は、※2を○で囲み、演奏利用明細書の演奏曲目欄の下段に、利用する録音物の製品番号を1曲ごとにご記入ください。

※2を○で囲んだ場合の演奏利用明細書への記入例

開催日	至 20 18 年　4 月

演奏曲目（上段にご記入下さい

1	Winter （例） R-1111111

録音物の製品番号→を記入

利用許諾条項

（利用許諾及び譲渡禁止）

1．⑴　一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「協会」という。）は、演奏利用申込書（以下「申込書」という。）を提出した申込者に対し、催物開催日時点において協会が管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、申込書記載の範囲内において演奏利用することを許諾します。

この場合、協会は、申込者に対して、演奏利用許諾書を交付します。

⑵　申込者は、前項の許諾に基づく管理著作物を利用する権利を他に譲渡することはできません。

（申込書及び演奏利用明細書の提出等）

2．⑴　申込者は、申込書と共に演奏利用する著作物の明細を、協会所定の演奏利用明細書用紙（以下「明細書」という。）に記載し、プログラム等を添えて、催物開催日の５日前までに協会に提出するものとします。

ただし、申込者がやむを得ない事由で申込書提出のときに明細書を提出できない場合は、明細書の提出日（催物開催日から５日以内の日）を申込書に記入し、その提出を確約することによって利用許諾を得ることができるものとします。

⑵　申込者の都合により、前項の申込書または明細書に記載した内容を変更して利用する場合は、遅滞なく変更する内容を協会に報告するものとします。

（使用料の支払い）

3．　申込者は、協会の使用料規程により算出した使用料を、申込書提出のときまたは協会が発行する請求書に定める支払期日までに、協会事務所に持参または送金して支払うものとします。送金に要する手数料は、申込者の負担とします。

（使用料規程の適用）

4．⑴　使用料規程の「上演形式による演奏」、「演奏会における演奏」または「演奏会以外の催物における演奏」の規定を適用する場合において、申込者が２⑴の申込書及び明細書等のいずれも提出せず、協会より事前の利用許諾を受けなかったときは、協会は、申込者に対し、①１曲１回ごとの使用料、または②公演１回ごとの使用料のいずれかの規定を選択して使用料を請求できるものとし、申込者は、直ちにこれを支払うものとします。

⑵　申込者が２⑴のただし書きにより、催物開催日から５日以内の日に明細書を提出する条件で利用許諾を受けたにもかかわらず、当該指定日までにこれを履行しなかった場合も前項と同様とします。

（保証金の納付と返還）

5．⑴　申込者は、本許諾条項の確実な履行を担保するために、協会が必要と認めたときは、協会に対し、予定使用料の範囲内で定める額の保証金を、催物開催日の前日までに納付するものとします。協会は、申込者が本許諾条項に違反して使用料の全部または一部の支払いを履行しない場合は、保証金をもってその使用料または７に定める違約金に充当することができるものとします。

⑵　協会は、申込者が本許諾条項を完全に履行したときは、申込者に対し、協会が交付した受領証と引き替えに、前項の保証金を返還するものとします。ただし、利息は付さないものとします。

（使用料の変更）

6．　協会が申込

判明したとき

（違約金）

7．　申込者が、

したときは、協会は、申込者に対し、使用料のほかに当該使用料の20/100の額を違

約金として請求

ます。

（著作者人格権の

8．　申込者は、

を変更、切除

て著作者人格

（利用状況等の調

9．　申込者は、

職員等による

えるものとし

（許諾の取り消し

10．⑴　協会は、

ときは、申

ことができ

⑵　催物開催日時点において、申込者が演奏利用した著作物が管理著作物でなかっ

たときは、協会の利用許諾は当初からなかったものとします。

（個人情報の利用

11．　協会が取得

用いたしません

⑴　音楽著作

著作物使用

他の広報

⑵　音楽文化の

調査研究及び

ただし、上

ます。

（合意管轄）

12．　本利用許諾

る裁判所を合意